議案第38号

石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成7年石垣市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1)　児童　18歳に達した日の属する年度の末日までにある者又は児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第1条第1項に規定する程度の障害の状態にあって、20歳に達した日の属する月の末日までにある者をいう。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年6月8日提出

石垣市長　中　山　義　隆

理　由

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成7年石垣市条例第5号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
(用語の定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　児童　18歳に達した日の属する年度の末日までにある者 をいう。 (2)～（5）　略 2　略 (1)～（7）　略	(用語の定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　児童　18歳に達した日の属する年度の末日までにある者又は児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第１条第１項に規定する程度の障害の状態にあって、20歳に達した日の属する月の末日までにある者をいう。 (2)～（5）　略 2　略 (1)～（7）　略